

令和2年2月20日  
公益社団法人日本フェンシング協会

## 後援・協賛・主催の名義使用に関する規則

### (目的)

第1条この規則は、(公社)日本フェンシング協会支部またはフェンシング競技団体から(公社)日本フェンシング協会(以下「協会」という)に対し、その主催する事業の後援、協賛、主催(以下「後援等」という。)を求められた場合の事務処理に関し必要な事項を定め、もって当該事務の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条「後援・協賛・主催等」に関する定義は以下の通りとする。

- (1) 「後援」とは(公社)日本フェンシング協会支部、登録団体が開催の主体となる催しについて「協会」がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は原則として名義使用に限る場合に使用する。
- (2) 「協賛」とは(公社)日本フェンシング協会支部、登録団体が開催の主体となる催しについて「協会」がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。「後援」と同義であるが、協賛金等の費用負担を伴う場合があり、「後援」に比べて、「協会」がその催しへの関与度合いの程度が大きい場合に使用する。
- (3) 「主催」とは「協会」が催し開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。別途「主催に関する規程」参照

### (対象)

第3条 協会が「後援等」を行うことができる事業は、次に掲げる要件に適合するものとする。

- (1) 嘗利又は売名を伴わないものであること。
- (2) 主催者団体の設置目的、組織の構成員等が明確であり、かつ、事業遂行能力が十分であると判断できるものであること。
- (3) 事業の開催又は開設の会場が十分な対策が講じられているものであること。
- (4) 出場費、入場料等が高額でないこと。
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的としないものであること。
- (6) 前各号に掲げるものの他、事業がフェンシング普及の増進に寄与すること。

(申請)

第4条 「協会」の「後援等」を受けようとする個人又は団体の代表者(以下「申請者」という。は、あらかじめ後援・協賛等申請書に次に掲げる書類を添えて、協会に申請しなければならない。

- (1) 「申請者」の身元又は組織の概要を明らかにする書類
- (2) 事業の内容を明らかにする書類（要項等）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業に関する資料で「協会」が必要と認めるもの。  
※傷害保険、賠償責任保険（観客含む）に関する書類

(審査及び決定)

第5条 「協会」は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、「後援等」をすることを適當と認めたときは後援・協賛承諾を通知し、不適當と認めたときは後援・協賛申請の却下を当該申請者に通知するものとする。

2 「協会」は、前項の規定による「後援等」の承諾に際し、必要な条件を付すことができる。

3 認可の条件

- ・要項、計画書、予算案が適正であり、大会運営に支障が無いと事業委員会にて認められた申請者、加盟団体
- ・第3条の要件を満たすと認められた申請者、加盟団体
- ・大会として傷害保険、賠償責任保険（観客含む）に加入していること
- ・大会の名称について、協会、都道府県協会に申請なく、「全日本何々オープン」等の名称、FIE指定で開催する国際大会以外での「ワールドカップ」といった疑似的な大会名称は認められない。

(後援等事業実施者の責務)

第6条 前条第1項の規定により後援・協賛承諾通知を受けた申請者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ポスター、プログラム、その他の事業実施に関する印刷物等を協会に提出すること。
- (2) 事業を中止し、又は第4条の規定による申請書の記載事項等に変更が生じたときは、直ちに協会に届け出ること。

(後援の取消し)

第7条 「協会」は、後援等事業実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、「後援等」の承諾を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件に適合しなくなったとき。

- (2) 第5条第2項に規定する条件に違反したとき。
  - (3) 前条の規定に違反したとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、協会が特に必要と認めるとき。
- 2 前項の取消しは、後援・協賛取消通知書を当該後援等事業実施者に交付して行うものとする。

(事業報告)

第8条 後援等事業実施者は、事業が終了したときは、速やかに大会結果等の報告を協会に提出しなければならない。

(所管事務等)

第9条 この規則に定める協会の事務は、事務局並びに事業委員会において処理するものとする。

附 則

この規則は、公布の令和2年4月1日から施行する。